

しん ぎ かい ぎ けつ か
審 議 (会 議) 結 果

つぎ しんぎかいとう か き かいさい
次の審議会等を下記のとおり開催した。

しん ぎ かい とう めい しょう 審 議 会 等 名 称	かながわけんしょうひせいかつしんぎかい 神奈川県消費生活審議会		
かい さい にち じ 開 催 日 時	れいわ ねん がつ にち げつようび じ ふん じ ふん 令和 7年 5月 19日 (月曜日) 13時 30分 から 16時 00分 まで		
かい さい ば しょ 開 催 場 所	にしちようしゃ かいさいがいたいさくほんぶしつおよ かいさい 西庁舎 6階災害対策本部室及びZoomによるハイブリッド開催		
やくしよくめい しゅつせきしゃ (役 職名) 出席者	かいちよう つのだ まり こ かいちようだいり よしの なおこ あまの はるこ 【会長】角田 真理子、【会長代理】芳野 直子、天野 晴子、 おおねだ じゅんいち さんべい きよみ しみず とおる しらとり つとむ たかだ 大根田 純一、三瓶 清美、清水 徹、白鳥 勉、高田 かつ り、とみた ゆう ぬまお なみこ やまぐち ゆきこ り、富田 祐、沼尾 波子、山口 由紀子		
じかい かいさい よてい 次回 開催 予定	れいわ ねん がつ 令和 7年 11月		
といあわ さき 問 合 せ 先	くらし あんぜん ぼうさいきよく くらし あんぜんぶしょうひせいかつか きかく おだわら 小田原 安全部消費生活課 企画グループ でんわばんごう 電話番号 045-312-1121 (内線 2653) ファクシミリ ばんごう 番号 045-312-3506		
げらん けいさい 下欄に掲載するもの	ぎ じ ろく ぜんぶん 議事録全文	ぎ じ がいよう 議事概要とした りゆう 理由	—
しん ぎ けい か 審 議 経 過	だい き だい かい かながわけんしょうひせいかつしんぎかい 第 23期 第 4回 神奈川県消費生活審議会 かながわけんしょうひしやくしやくすいしんちいききょうぎかい (神奈川県消費者教育推進地域協議会) [諮問事項] (1) じょうれい みなお きてい もと みなお けつ か かかわ かながわけんしょうひせいかつじょうれいかいせい の基本的考え方について (2) しょくひんひょうじきじゅん かいせい かかわ かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ が遵守すべき表示基準の一部改正について [報告事項] (1) ぜんかいしんぎかい 前回の審議会のフォローアップ (2) 「かながわ しょうひしやくすいしんしん もと れいわ ねん ど じぎょうけんしょう 消費者施策推進指針」に基づく令和 6年度事業検証について [議事] • じむきよく いいん かはんすう こ しゅつせき かくにん せいりつ むね はつげん 事務局が委員の過半数を超える出席を確認し、成立する旨を発言した。 • かいぎ こうかい かくにん い ご かいちよう ぎ じ ひ つ 会議の公開について確認し、以後、会長に議事を引き継いだ。 • しんぎかい どうい え かいぎ こうかい 審議会から同意を得て、会議を公開した。 • じむきよく しんぎかい しもんじこう しもん 事務局から審議会へ諮問事項 (1) (2) について、諮問した。		

・資料 1 に基づき 諮問 事項 (1) について、事務局 から 説明 を 行 った。

(角田 会長)

ただいま 事務局 より、神奈川県 消費 生活 条例 の 一部 改正 についてのご 説明 いただきま
したが、皆様 からご 意見 等 ありますでしょうか。

(意見 等 なし)

では、この 議題 に関するご 意見 等 は 特 にありませんでしたが 事務局 から 何か あります
か。

(小山 GL)

当 諮問 事項 に対する 答申 についてですが、改 めて 答申 案 について 角田 会長 のご 確認
及びご 了承 を 得 ること で 答申 と させて いただく ということ で よろしい でしょうか。

(角田 会長)

ただいま 事務局 から 答申 に関して 確認 が ございましたが、皆様 から 特 にご 意見 等 な
し ということ で、このまま 進め させて いただく ということ で よろしい でしょうか。

(意見 等 なし)

私 の 方 で 確認 した 上 で 答申 する ということ で 進め て いきたい と思 います。よろしくお
願 い いた します。

次 に、神奈川県 消費 生活 条例 第 10 条 に 規定 する 事業者 が 遵守 すべき 表示 基準 の
一部 改正 について の 審議 に 入 り ます。それでは 事務局 から 説明 を お 願 い いた します。

[議事]

・資料 2-1、2-2、2-3、2-4 に 基づき 事務局 から 説明 を 行 った。

(角田 会長)

ただいま 神奈川県 消費 生活 条例 の 第 10 条 に 規定 する 事業者 が 遵守 すべき 表示 基準
の 一部 改正 について、事務局 からご 説明 いただき ましたが、ご 意見、ご 質問 等 ありま
したら よろしくお 願 い いた します。

(高田 委員)

事業者 の 立場 から、2013 年 に 食品 表示 法 が 公布 された 時点 で、この 個別 表示 について
見直 すよう 事業者 から 申し 出 を して おり、や っと 廃止 に なり ました。そも そも 先 ほ ど 各
説明 が あり ました よう に、餃子 1 つ と とも、温度 帯 が 違 う とい う だけ で、個別 の 表示 ル
ール を 適用 し なければ い け ない と、これは 非常 に わか り に くい です し、温度 帯 が 違 う とい
う こと だけ で は 合理的 な 理由 に は なり ませ ん の で、食品 表示 法 で 全廃 した とい う こと は、
非常 に こちら と して は 納得 いく 話 です。神奈川県 でも、条例 に 記載 の ある 箇所 を 全廃

する形^{かたち}で改正^{かいせい}をお願い^{ねが}できればなと思^{おも}います。

おねだいいん
(大根田 委員)

根本^{こんぽんてき}的に、こうい^{ひょうじ}った表示^かに変^{しよくひん}えても食品^{あんぜんせい}の安全^{たん}性は担保^ぼできているのですよね。そこが一番^{いちばん}大事^{だいじ}で、安全^{あんぜん}が担保^{たん}できるのであれば変^かわってもいいと思^{おも}っています。

まつい
(松井 GL)

大前提^{だいぜんてい}として、安全^{あんぜんせい}性については当然^{とうぜん}確保^{かくほ}した上^うでの議論^{ぎろん}だと考^{かんが}えておるところでござい^{いじょう}ます。以上^{いじょう}でございます。

たかだいいん
(高田 委員)

今^{いま}のご質問^{しつもん}について、私^{わたし}は食品^{しよくひん}表示^{ひょうじ}のコンサル^{こんさる}をやっ^やっておりま^まして、もともとJAS^{ほう}法^{ほう}と食品^{しよくひん}衛生^{えいせい}法^{ほう}が統^{とう}合^{ごう}され食品^{しよくひん}表示^{ひょうじ}法^{ほう}ができた^{できた}ときに、このJAS^{ほう}法^{ほう}の方^{かた}に個別^{こべつ}表示^{ひょうじ}ル^るール^{ール}がありま^まして、それを食品^{しよくひん}表示^{ひょうじ}に一元^{いちげん}化^かされた^{された}ときに、この個別^{こべつ}表示^{ひょうじ}ル^るール^{ール}がそのま^ま移行^{いこう}されてしま^まいました。当時^{とうじ}から、ここの部分^{ぶぶん}だけが見直^{みなお}しがなく移行^{いこう}され、もう12^{じゅうに}年^{ねん}経^たってしま^まったとい^いうこと^{こと}で、かねてより業^{ぎょう}界^{かい}からは、消費^{しょうひ}者^{しゃ}にとつ^つても非^ひ常^{じょう}にわ^わかり^{かり}にく^くいとい^いう意^い見^{けん}がありま^ました。温度^{おんど}帯^{たい}が違^{ちが}うとい^いうだけ^{だけ}で、表示^{ひょうじ}を変^かえていろ^{いろ}いとや^やらな^なければい^いけ^けないとい^いうこと^{こと}で、安全^{あんぜんせい}性^{せい}とは全^{ぜん}く別^{べつ}なところ^{ところ}で、見直^{みなお}しをして、冷蔵^{れいぞう}も冷凍^{れいとう}もチルド^{じょうおん}も常^き温^{ほんてき}も、基本^{おん}的^どには温度^{おん}横^お断^う的^だな表示^{ひょうじ}一元^{いちげん}化^かした表示^{ひょうじ}をする^{する}こと^{こと}で消費^{しょうひ}者^{しゃ}の混^{こん}乱^{らん}を招^{まね}くこと^{こと}がない^{ない}ようにし^しよう^{よう}とい^いうこと^{こと}です。安全^{あんぜんせい}性^{せい}については、食品^{しよくひん}衛生^{えいせい}法^{ほう}で別^{べつ}で定^{さだ}めがござい^いますので、ご心^{しん}配^{ぱい}要^いら^らないかと思^{おも}います。

おねだいいん
(大根田 委員)

よくわ^わかりま^ました。要^{よう}するに安全^{あんぜんせい}性^{せい}は大^{だい}前提^{ぜんてい}の部分^{ぶぶん}で、本^{ほん}日^{じつ}諮^し問^{もん}されてい^いるのは表示^{ひょうじ}の^の話^わだけ^{だけ}で、安全^{あんぜんせい}性^{せい}につ^ついては切^きり分^わけて考^{かんが}えるとい^いうこと^{こと}で理^り解^{かい}しま^ました。

しらとりいん
(白鳥 委員)

資料^{しりょう}2-1の裏^{うら}側^{がわ}の表^{ひょう}に記^き載^{ざい}のある、^の「表示^{ひょうじ}の^の方法^{ほうほう}」として下^か段^{だん}で「標準^{ひょうじゆん}配合^{はいごう}割合^{わりあい}を^を表示^{ひょうじ}する^{する}こと^{こと}が困^{こん}難^{なん}なものにあ^あってはその表示^{ひょうじ}を^を省^{しょう}略^{りやく}する^{する}こと^{こと}が^ができる^{できる}」と書^かいてあ^ありま^ますが、困^{こん}難^{なん}なものとはど^どのよ^ようなこ^ことを指^さされてい^いるの^のでし^しょうか。全^{ぜん}体^{たい}の中^{なか}の1%に^に満^みたないものは表示^{ひょうじ}しない^{しない}とか、全^{ぜん}体^{たい}の10%はその他^たのもの^{もの}が含^{ふく}まれてい^いますと^とか、^の省^{しょう}略^{りやく}する^{する}こと^{こと}がよ^よしとさ^されて細^{こま}かいから省^{しょう}略^{りやく}とな^なると、先^{さき}ほど話^わがあ^あった食品^{しよくひん}の^の安全^{あんぜんせい}性^{せい}が損^きなわ^われてくるよ^ような気^きがしま^ました。

それ^{それ}から、改^{かい}正^{せい}理^り由^{ゆう}の①で、消費^{しょうひ}者^{しゃ}が商^{しょう}品^{ひん}選^{せん}択^{たく}時^じにわ^わかりづ^づらいとい^いう表^{ひょう}現^{げん}されてい^いま^ますが、わ^わかりづ^づらければわ^わかりやす^{やす}い表^{ひょう}示^じ方^{ほう}法^{ほう}に^に変^かえてあ^あげるとい^いうこと^{こと}も大^{たい}切^{せつ}なこ^こと^とだ^だと感^{かん}じま^ました。その中^{なか}で、「役^{やく}割^{わり}が^が終^{しゅう}了^{りょう}した」と記^き載^{ざい}があ^ありま^ますが、何^{なに}をも^もつて役^{やく}割^{わり}が^が終^{しゅう}了^{りょう}した^{した}の^のか^かが疑^ぎ問^{もん}です。質^{しつ}問^{もん}とい^いうか意^い見^{けん}としてと^とらえてい^いた^ただ^だい^いても^も結^{けつ}構^{こう}です。

おおつかふくかちょう
(大塚 副課長)

「わかりづ^づらい」とい^いうのは表^{ひょう}現^{げん}がよ^よろしくな^なか^かった^たの^のか^かもし^しれ^れま^ません^んが、表^{ひょう}現^{げん}方^{ほう}法^{ほう}が^がい

くつかある表示の仕方を統一するという趣旨です。その意味では、複数の表示方法がある中でそれをどう統一するか、という観点が重要とっております。わかりやすさだけではなくどれが適切かという問題でもあろうと認識しております。ただし、ここは国全体の問題なので、県ではそれを踏まえて検討するという話になるかと思っております。

また、省略の件ですが、委員おっしゃられたように、たくさん書かなくてはいけなくて表示の枠に入らないとか、何かしらの理由があって配合割合がわからないとか、特殊な事例があれば省略することが想定されます。

基本的には、「その商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る」ということになっていきますので、あまり想定されないことではありますが、事業者から、「この食品表示を省略することができるか」という問い合わせがあったとしても、「合理的な理由がないと省略できない」と申し上げるところかと思っております。

(高田 委員)

食品表示法は原材料の書き方1つとっても細かいルールがございまして、例えば複合原材料を書くときに、全体の配合比の、要は5%未満だったら、構成する原材料を書かなくて名称だけでいいですよとか。表示基準というのが1つ1つ確立されていて、その中で、何%だったら省略できると決まっていますので、勝手に省略できるものではありません。食品基準に、定義をしている言葉、これは食品表示法として省略できるとなっておりますので、事業者が勝手に省略することは全くできないので、ご安心いただければと思っております。

先ほど言ったように食品表示法という法律ができた段階で、すべてその表示基準に適合するように表示ができるというのが一番よかったのですが、JAS法の個別表示をそのまま移行してしまったがために、例えば、パンの名称は3つしかなく、パン、食パン、菓子パンとしか表示ができません。この中のどこかに当てはめて表示しないといけない、それもこの個別表示ルールにパンの名称の規定があるので、メロンパンっていう表示をしたくてもメロンパンって書けない、菓子パンしか書けないというようなルールになっていきます。すべての個別表示について見直しが行われているという状況で、その中の1つが、この冷凍調理食品です。一応そういう流れの中で、廃止が決まったということです。

(角田 会長)

高田委員がおっしゃっているように、食品表示法に一元化された際に、所管も規定の仕方も異なる3つの法令をまとめたことによる不統一等が残って、その整理をしている中で、一部の地方自治体の条例の検討が必要ではということになってきたものと認識しております。

食品表示に関連する法令等は、とても複雑です。食品表示を整合的にしていく過程での動きであり、高田委員もそのようにご説明されているのかと思っております。

ここで決めるためには、委員の皆さんが理解した上で判断をしていただきたいと思いますので、ご質問、ご意見等さらにありましたらお願いいたします。

おおねだいいん
(大根田 委員)

蒸し返すようですが、先ほど食品表示法で5%未満のもので、特に表示しなくてよいというものがありましたが、心配なのは、その5%の中身に禁止物とか添加物とか、よくわからないものが入っていても無視して一定の表示をすることができるということでしょうか。それとも別で安全性を担保するということでしょうか。

たかだいいん
(高田 委員)

先ほど申し上げたとおり、複合原材料とはいろんな原材料を加工して作ったものですが、例えば、マーガリンは植物油脂とか、1個1個全部記載するのが原則ですがそれを書く大変な量になってしまうので、ある一定の商品は構成原材料の省略というルールがあります。全体の配合量の5%未満のものについては、構成原材料は省略しても名称は書かなければいけないので、例えばチョコチップが5%未満でしたら、構成原材料は省略できますが、チョコチップという名称は記載する必要があります。

加工食品はほとんど2種類以上の原材料になっていますので、それを全部名称の後ろに変えていくとパンパンになってかえってわかりにくいので、さっき言ったいろんなルールで、名称だけで構成原材料を省略できるもの、あとは、全体の配合費の中で、5%未満の場合は名称だけでいいものとか決まっているということです。使用した原材料自体は、基本的にはすべて書くという認識は間違いありません。

おおねだいいん
(大根田 委員)

自分の勉強のためになるかもしれませんが、会長が言うようによく理解して審議する必要があり、と思いますので質問させていただきます。

もう1つ心配なのが、よく遺伝子組み換え食品とありますが、この冷凍食品でも表示されるという認識でよろしいのでしょうか。

たかだいいん
(高田 委員)

遺伝子組み換えについて、よく消費者が間違えてしまうのが、「遺伝子組み換えではありません」と記載のある大豆を使った豆腐があります、反対に、何も書いてない豆腐があります。これは同じことなのです。「遺伝子組み換えを使っていません」と記載のある方が安全のように思われますが、義務になっているのは使っている場合と不分別だけで、使っていない場合は任意表示なのです。だから大豆しか記載のないものは遺伝子組み換えを使っていないのです。このように非常にルールがわかりにくいので議論がより混乱するわけですが、以前は、全体の5%を混合している場合でも「遺伝子組み換えではない」と書いたのですが、改正されまして、全くゼロでないとか書けなくなりました。

ただ、任意表示なので何も書いてなかったとしても、遺伝子組み換えではないという理解をする必要があります。

よく消費者から、記載がないから遺伝子組み換えではという話を聞きますが、啓発が難しいと感じているところです。

ぬまおいいん
(沼尾 委員)

基本的なところがよくわかっていないので教えていただきたいのですが、今日の資料の2-2で、食品表示法による個別表示事項が変わることになり、その事例としてエビシユウマイの話が出てきていて、そのエビ9%という記載が廃止されるということで、それにそろえる形で、県の方でも冷凍食品の個別表示のところを変えるということと理解をしたのですが、その認識でいいかどうかを改めて確認させてください。

その上で伺いたいのは、こういう表記が外れてしまうことによって、安全性の問題は担保できたとしても、消費者が知りたいエビの割合などの情報は、また別の形できちんと表記されるのかどうか。

それから、先ほど冷凍の場合と常温の場合などでいろんな表記がある、ということだったのですが、冷凍食品であれば、例えば、国際的な移動もしやすいということで、輸出品なども含めて、食文化や考え方が全然違う国の商品が入ってきたときに、こういった割合がきちんと表記されていることの意味というの、大きいのではないかと思います、そのあたりを含めて全く問題がない、むしろ国の法律の改正にそろえるという考え方でいいのかどうか。

それから2-2のところ、同様の規制をしている自治体ということで、東京都、川崎市、名古屋市、神戸市、京都市、大阪市とあります。消費者がきちんと情報を正しく掴んで、消費できるようにするためにその表記をそのまま残してもいいのじゃないかという考え方も消費者の立場を考えればあり得るのかもしれないと思うのですが、他の自治体の動向はどうなのかというところもし何か掴んでおられれば教えていただければと思います。

まつい
(松井 GL)

他の自治体の動向ということで申し上げますと、神奈川県と同様に議論している最中のございまして、審議会等の日程もあるのでまだ決めていないところがほとんどと承知しております。

あと国の動向ですが、今までも海外からの輸出品につきましても当然記載はしていました。輸入した事業者が調べて実施していたところのございまして、ただ、国の動向、方向性としてどうかという、今回の食品表示法の表示基準は一元的にする、というのが国の方向性のございまして、一応国としては、すでに他の食品で同じようにやっているものに合わせるという発想で実施していると承知しております。

神奈川県につきましても、このようなことを受けまして、委員からご意見ございましたことも含めて、ご意見をいただきたいということで諮問をさせていただいているところのございまして。

ぬまおいいん
(沼尾 委員)

つまりこういうエビフライのエビが安いという情報があったほうがいいというふうに考えるのか、表示をそろえるということでもいいのか。これだけ食をめぐるグローバル化が進んでいる中で、国際的な取引を考えても、貿易上のいろいろな交渉の中で、制約にな

ってしまうという判断もあるかもしれませんが、消費者にとっての安心とか満足度とかを考えたときに、どのような判断でいくのかが大事だと思いました。

これまでは、消費者の立場のことを考えて、個別の事情で表記にずれがあるということと自体がむしろ消費者の満足度にならなっている側面もあると思いますし、エビの割合などの表記をすることが事業者の、この表記にするにはある程度エビを入れなきゃだめだという、製造の判断に繋がる部分もあるのかもしれないと思うと、正しく表記されていればというだけでなく、消費者の満足度を上げるための商品製造という効果もあったのではかと思うと、そのあたりを留意しておく必要があるのかなと思いました。

たかだいいん
(高田 委員)

先ほどからの繰り返になってしまうのですが、業界で廃止を求めていた理由が、なぜ冷凍餃子と冷蔵餃子で違うのかと、冷凍に関しては、個別表示基準があるので、エビとかの割合を入れなきゃいけないのに、冷蔵餃子は、個別表示基準がないので何も入れなくていいということ。消費者はなんで冷凍は書いてあるのに冷蔵は書いてないの、常温の餃子は何も書いてないのみたいな、書いてあるものと書いてないものの違いは何なのという質問をしますが、単に表示基準があるだけですと回答するしかありません。そこを全部一元化するというので、同じ餃子は同じベースですべて表示を一緒にすることがいいのではないかということ、もし割合が欲しいとなれば、今度は反対に、すべての餃子に関して割合がないとおかしいという、次のステージでの話になるかなと思います。

おおつかふくかちょう
(大塚 副課長)

補足ですが、他の自治体の動向について、神戸市はすでにこの表示を削除したという状況にございます。それから東京都とか川崎市など他に同様の規定のある自治体に対しては、順次情報収集しています。あくまで情報収集した際の当方の感触であって、実際にどうなるかわからないのですが、残す方向で考えているという印象は受けていません。

あまのいいん
(天野 委員)

非常に難しい問題だと思って考えておりました。沼尾委員がご指摘いただいたことはすごく意味のあるご意見だと思っております。消費者にとっては表示が欲しいということで、その冷凍餃子、エビフライのエビに問題があったので、表示をして、もしかしたら国としてはそれを広げようと思ったけれども、食がすごく多様化してきて、商品もいろんな商品が出てくると、原材料もすごく増えてきて、現実的に対応できなくなってきた今日、国の展開があるということだと思っています。今まで、消費者が商品選択時にわかりづらいうからそれをわかりやすくするすばらしい改正という位置付け、と一律には受けとめられないので余りにも複雑すぎて、検討しなければいけないことが多いのかなと思います。

それと、国でこのように改正が行われた場合、神奈川県だけが条例で表示義務となると、例えば、スーパーに並んでいる冷凍食品に対して神奈川県だけが条例を残すこ

とが可能なかどうか、そこがもう現実的にどうなのかが疑問ですので、その辺を伺えればと思います。

(松井 GL)

条例で書き込んでしまえば、できるできないという言い方であればできるということにはなろうかと思えます。

ただし、神奈川県だけのために表示をしていただくことになりますので、違反事例が生じますから神奈川県内に出荷されないという可能性は出てくるかと思えます。そこを担保するかどうかということになってくるかと思えます。

(角田 会長)

食品表示のあり方全体的な議論になりがちですが、今回の検討は、一部の冷凍食品についてです。他の温度帯のものについては、すでに統一化されているところ、変更により、冷凍食品の異なっている部分を解消しようということであり、大きな懸念はないのではと思っているところではあります。一方、沼尾委員や天野委員がおっしゃるように、食品の表示を、より消費者にわかりやすく、より正確な表示をすべきという観点からすると、問題と言えないわけでもないのかなというふうにも思われます。

その辺、いろいろとご意見を出していただいた上で、どうするかという検討になろうかと思えます。

ただ、神奈川県だけ残す結果になった場合など、流通上の問題なども残ることなどもあるわけで、そうした可能性なども含めた上で判断せざるをえないと考えております。

(大根田 委員)

私も沼尾委員とか天野委員の意見には賛成です。エビグラタンと書いてあるエビの分量がわからなくて、表示しなくていいという話は別ですよ。

通常買い物する人はエビがどのくらい入っているか、もしエビが表示しなくていいからということでほんの少し分解してほとんど入ってなかったら詐欺じゃないですか。

だから、そういうところ懸念もあって、冷凍食品の表示の統一化と意見がありますが、反対に全部表示すればいいのではないかと思います。

(角田 会長)

原材料表示で資料の2-2のエビグラタンで書かれているように、原材料名でマカロニ、エビ、濃縮乳、と基本的に原材料名の表記は、量が多い順に書くのでその辺で判断するしかありません。確かに、より正確な表示という観点からすれば、割合表示を入れたほうがいいと思いますが、そうすると食品全体の表示のことになってしまいます。それはそれで大切ですが、今回は、一部の冷凍食品のずれの問題ということについて、お考えいただけたらと思えます。

(三瓶 委員)

わたし しょうこうかいぎしょ き たし しょうひしゃ たちば た きさい
私は 商工 会議所 から 来 ています。が、 確 かに 消費 者の 立場 に 立 ったら、 記 載 さ れ て い
る の に 越 し た こ と は な い で し ょ う が、 流 通 を 考 え た と き に 神 奈 川 県 だ け が 別 表 示 と い う
こ と が 事 業 者 と し て 果 た し て で き る の か と 感 じ ま し た。 現 代 は 1 事 業 者 が 発 送 先 は
ぜんこく レベルで、 さ ら に 言 う と 世 界 的 な レベルで 行 っ て い る の で、 そ こ だ け を 変 え る と い う
こ と の リスクや 負 担 が 非 常 に 大 き い と 感 じ ま し た。

たかだいいん
(高田 委員)

ほか じれい かていようひんひんしつひょうじゆんほう ほうりつ なか ぼうし
他 の 事 例 で す が、 家 庭 用 品 品 質 標 準 法 と い う 法 律 が ご ざ い ま し て、 そ の 中 に、 帽 子 が
いぜん とうきょうと じょうれい せんい そざい あら かたとう ひょうじ
以 前 は 東 京 都 だ け 条 例 で 繊 維 の 素 材、 洗 い 方 等、 表 示 し な け れ ば い け な い と 決 め ら れ
て い ま し た。 東 京 都 以 外 は 全 く そ の よ う な 表 示 を つ け な く て も 販 売 で き ま し た。 今 は
とうきょうと がいだ とうきょうと まった ひょうじ はんばい いま
家 庭 用 品 品 質 表 示 法 が 改 正 さ れ、 す べ て の 帽 子 は 表 示 ラベルを つ け な け れ ば い け な く な
り ま し た が、 そ れ ま で の 間 に、 東 京 都 だ け に そ れ を つ け る の が 面 倒 く さ い か ら と 言 っ て、
とうきょうと はんばい じぎょうしゃ たいへん ひこうりつ とうきょうと おろ
東 京 都 で 販 売 し な い 事 業 者 が い ま し た。 大 変 に 非 効 率 と い う こ と で 東 京 都 に は 卸 さ な い
と ころ は 実 際 に あ り ま し た。 そ う い う こ と を 考 え る と、 46 都 道 府 県 は 表 示 廃 止、 神 奈 川 県
ひょうじのこ かながわけん い ようき ほうそう べつ
だ け は 表 示 残 る と な る と 神 奈 川 県 に 入 れ る た め だ け に、 容 器 ・ 包 装 を 別 に し な け れ ば い
け な い の は、 メーカ ー か ら し て み る と 効 率、 コ ス ト の 面 か ら だ う 考 え て い く の か 問 題 だ と
おも 思 っ て お り ま す。

おおつかふくかちょう
(大塚 副課長)

た じちたい どうこう とく とうきょうと われわれ かんが ほう えいきょう
他 の 自 治 体 の 動 向、 特 に 東 京 都 が だ う す る の か が、 我 々 の 考 え の 方 に も 影 響 し て く
る か と 思 い ま す の で、 引 き 続 き 情 報 収 集 し て い き た い と 思 っ て お り ま す。

た だ、 われわれ たちば もう あ くに しょくひんひょうじきじゆん おうだんてき ひょうじきじゆん
た だ、 我 々 の 立 場 で 申 し 上 げ る と、 国 で 食 品 表 示 基 準 に あ る 横 断 的 な 表 示 基 準 に
そろ える と い う 大 き な 流 れ が あ る 中 で、 こ の 調 理 冷 凍 食 品 だ け を 別 扱 い す る 必 要 性 を ど
う 説 明 す る か と い う こ と に な る と、 現 実 的 に 説 明 が 難 し い と 考 え て い ま す。

しょうひしゃ かた こま ひょうじ ほう とうぜん おも
消 費 者 の 方 の た め に は 細 か い 表 示 が あ っ た 方 が い い と い う の は 当 然 だ と 思 っ て い ま
す。 そ の あ た り も 非 常 に わ か り ま す が、 一 方 で、 国 全 体 の 流 れ が あ る 中 で、 告 示 と し て あ
る 以 上 は だ う し て こ の 告 示 が 存 在 す る の か を 説 明 し な け れ ば な ら な い。 そ の 説 明 が 非 常
いじょう いけん こくじ そんざい せつめい
に 難 し い と い う の が 所 感 で す。

つの だかいちょう
(角田 会長)

とく しょくひん ちよくせつ しょうひしゃ せいめいしんたい かか もんだい あんぜん たん ぼ
特 に 食 品 は 直 接、 消 費 者 の 生 命 身 体 に 関 わ る 問 題 で す の で、 よ り 安 全 が 担 保 で き
る よ う 正 確 な 表 示 が あ っ た ほ う が よ い で す が、 一 方 で、 事 業 者 に と っ て は 流 通 等 の 問 題
いけん いけん ふ ほんだん おも
も あ り、 ご 意 見 も 踏 ま え て 判 断 し て い け た ら と 思 っ て お り ま す。

いけんとう
ご 意 見 等、 ほ か に よ る し い で し ょ う か。

ほんけん いけんとう おも じむきよく
本 件 に つ き ま し て は、 ご 意 見 等 は こ こ ま で と さ せ て い た だ き た い と 思 い ま す。 事 務 局 か
ら 何 か あ れ ば お 願 い し ま す。

おだわらしゅじ
(小田原 主事)

しもんじこう たい とうしん ほんじつ いけん ふ とうしんあん
諮 問 事 項 に 対 す る 答 申 に つ い て で す が、 本 日 い た だ い た ご 意 見 を 踏 ま え、 答 申 案 を

事務局で作成し、会長のご確認及びご了承を得ることで答申とさせていただきますようお願いいたします。

(角田 会長)

ただいま事務局から答申に関して確認がありましたが、よろしいでしょうか。

(意義なし)

ご異議なしということで、そのように進めさせていただけたらと思います。もし意見があるという場合はメール等でいただくなりした上で、それも踏まえて、判断することとさせていただきますのでよろしくお願いたします。

では報告事項について事務局からご説明をお願いします。

[議事]

・資料 3、資料 4-1、資料 4-2に基づき、事務局から説明を行った。

(芳野 会長 代理)

ワンストップ弁護士相談を始められたというご報告をいただきまして、フォローアップに「消費者相談の中で特に相談情報等を活用した法律相談が必要とされた方を対象に、弁護士と連携して」と書かれております。ぜひ、相談員さんが相談に乗って、どのような情報を集めて、どのような聞き取りを行って、どのような方針で弁護士相談にまわしたのかを弁護士にうまく連携がとれるように体制を整えていただきたいと思います。

よく弁護士相談のときに、消費生活相談を受けた後で弁護士相談に振られた場合に、引き継ぎがしっかりしないとまたゼロから聞き直して、消費者さんはまた全部説明する、なぜ、相談員さんが弁護士相談にまわしたのかも含めて全部聞き取らなさいいけないということになると、連携という形にはならないと思いますので、ぜひその辺のところの体制をきちんと整えていただいて、弁護士相談がスムーズにいくようご検討いただきたいと思います。

弁護士相談にまわして、後で情報交換しますということだけでは、従来の法律相談と変わらないので、このような連携の取り方についてはいろいろ工夫をしながら、弁護士サイドとも相談しながら実施していただきたいと思います。頑張ってください。よろしくお願いたします。

(安部 GL)

芳野委員のご発言は応援と捉えております。まだ、今年度3回の相談が終わった段階でして、今月30日に4回目という予定ですが、試行錯誤の部分もございます。

また、弁護士の先生のお話が上手なので、相談員が聞き取れなかった部分を聞き取ってくださったり、丁寧に詳細を教えてくださいたりもしていただいています。

また、通常の行政の無料法律相談ですと、大体消費生活相談としては終了となり

弁護士相談に移行しますが、この相談は当課で直接実施しておりますので、弁護士の先生のお話を聞いてから、今度もう1回相談員とその内容を踏まえて、これからどうするかご本人に決めていただくということもできています。神奈川県弁護士会の多大なご協力をいただいていると思いますが、良い形で一緒に事業を活用していければと思います。よろしく願いいたします。

(富田 委員)

高齢者を狙う悪質事業者の手口として、どんな手口があるかお聞きしたいです。

(坂本 GL)

最近特に多いのは、いわゆる押し買いです。部屋に上がりこんで、例えば貴重品を買うよと言いながら根こそぎ持って行ってしまったり、あとは投資の関係で、最初は必ず儲かるという話で、金銭を授受しておいて、一時的に利息分をお返しするけれども、蓋を開けたら最終的には払わなくなってそのまま投資したお金を持って逃げてしまったりなど、さまざまな形態が考えられるかなと思っています。

(富田 委員)

私も一人暮らしで、なるべく人が来ないようにドアを全部閉めています。先日、点検させてくださいと言ってくる事業者がいたので、困りまして、知っている事業者の方がいますのでとお答えして帰しました。

(坂本 GL)

正しい対応ではないかというふうに思いますので、特に不審な訪問等につきましては、ハードルを上げて、ご対応いただければよろしいのではないかなというふうに思います。

高齢者に対する消費者被害未然防止につきましては、今後とも、様々な媒体を使いまして、効果的・効率的に情報をお伝えして参りたいと考えてございますので、今後ともよろしく願いいたします。

(高田 委員)

フォローアップにカスハラ件がありますが、先般、4月1日に東京都の条例が施行されたことを機に意見交換会がありまして、その中で、「ホームページに掲載されている消費者向けコミュニケーションについての資料を、より具体的にわかりやすく作成したほうが良い」という意見が出ました。例えば、こういう言葉、こういう対応はカスハラと判断されてしまいますというように、どういうことをしたら企業がカスハラと判断して、場合によっては警察を呼んだり、会員登録から削除したり、という対応をしてきますので、もう少しわかりやすいような、啓発資料を作成したほうが良いという意見が出ました。神奈川県は先ほどホームページで、消費者向けの啓発資料を作成して啓発を行っていくということですのでぜひ深掘りしてわかりやすいものを作ってくださいと思います。

（坂本 GL）

カスタマーハラスメントの具体的な事例等につきましては、労働問題ということで産業労働局の所管で「ストップカスハラ！かながわ宣言」なども行っており、そちらで深掘りもできているのかなと思いますので、現在、消費者庁の「意見を伝えるポイント」についてホームページ掲載しているところですが、産業労働局の取組についても、ホームページ上でお伝えするなど、より効果的な広報に努めて参りたいと考えてございます。

（清水 委員）

資料 4-1 の基本方向 2 の「消費者トラブルへの対応と被害の救済」の課題と今後の取組のページについて、このような視点もあったほうが良いのではということで申し上げさせていただきます。

まず、2 つ目の課題認識で相談体制のあり方について、国の示す消費生活相談 DX の方向を踏まえて相談体制のあり方を検討していくことが課題として述べられている中で、今後の取組として、DX を受けてどのような取組が県として考えられているのかが見えにくいと感じました。

先ほど意見がありました、弁護士の先生との情報共有を二度手間にならないよう適切な情報共有がなされるような仕組みを作ることも、DX は役立つと思いますし、あとは相談対応自体が相談員の方々のノウハウに依存しているところもあるのかなと察しますが、対応力の標準化を行うということで、対応の仕方、その結果等についてのデータベース化のようなことを進めていくとよいのではないかと考えます。

あとは、より高度な情報分析に繋げていくという観点の取組もぜひ期待したいと考えます。国の方向性、取組も踏まえながらより高度化していただきたということで述べさせていただきます。

（岩本 GL）

消費生活相談 DX について、国からまだ具体的な情報が示されていない状況です。県では接続の方法など、関係部署と調整を行っているところです。

（石川 主査）

消費生活相談のデジタル化について、業務標準化や分析の高度化といったことは、県の方で考えられていると聞いています。

ただ、それぞれでシステムを新しくして取組むことも聞いていまして、どのシステムを県が今の設備で使えるのかを含めて、まだ不透明な点がかなりあるため、今の段階では、県が具体的にどのようなことに取組むということがご説明できないという状況です。したがって、ご質問は、検討中というのがお答えになるかなと思います。

（沼尾 委員）

まず、小学生向けの消費者教育資料について、大臣賞を受賞されて、大変興味深い資料、ワークシートが出てきたという感触を持ちました。挑戦しておられることに

感銘を受けました。また、出前講座等も含めてさまざま取組をされていることも大変工夫されていると思いました。

一方で、以前から言われていることですが、グッズを配布した結果、本当に使われているのか、以前にはすぐそのままゴミ箱になってしまうようなお話があり、啓発グッズの配布は事業をやったという形にはなりますが、アウトカムの効果を考えて、こういうグッズを配ることに対してどう考えるか、より効果的な手法についてもご検討いただければと思います。

先ほどクリアファイルに添付の二次元コードで意見をもらったとのことでしたが、回答が何件ぐらいあったのかを教えてくださいいただければと思います。

それから相談体制について、高齢者の方は電話で構いませんが、若い世代は電話を使いませんので、ぜひ若い世代の相談に対応したSNSを含めて、相談体制を真剣に考えていく必要があると思います。

（坂本 GL）

小学校向けの啓発、出前講座につきましては、お認めいただきご評価いただきまして誠にありがとうございました。

グッズの配布ですが、確かにご指摘のような側面もありますので、いただいたご意見を参考にしながら、より効果的かつ効率的に、高齢者や教員等を対象により刺さる広報をを考えて、実現して参りたいと考えてございます。

それからいただいた意見の数ですが、こちらは数えておりませんので後ほど確認してご報告申し上げます。

（安部 GL）

若い世代の相談については、私も高校生と大学生の子どもがおりますので、自分の携帯の番号すら覚えてないという状況もよく知ってはおります。現状として、メール相談も受けていまして、メール相談はメールでのやりとりはしませんが、電話でご相談くださいという案内をして、特に急ぐような、クーリング・オフなどが必要な場合は丁寧に、「早めにお電話してください」、といった案内をして消費生活相談に繋げております。

SNSの活用については、以前の所属で、健康関連分野で、LINE相談をやっている部署にいたことがありますが、なかなかLINEでの正確な聞き取りは難しく、特に消費生活相談のような契約の内容、状況、購入した動機、そういったものを聞き取っていくのは、かなり困難かと思っており、現状すぐに実行するのは難しいと思います。

ただ、今後のDXで国がどのようなシステムを整備していくかも含めて、必要な検討だと思っておりますので考えていきたいと思っております。

（南川 課長）

相談情報に関して、AIを使って回答できないかを試したという話は聞いています。しかし、現状のAI技術では、契約に関する状況、条件等を聞き取って正確に回答するというのがほとんどできなかつたと聞いています。確かに若者は電話をしない

という状況は承知していますが、SNS等を使って、その場ですぐに対応するという相談の仕方は、現状の技術を見た上では消費生活相談には馴染まないのかなと感じているところです。

ただ、AI技術は日々進歩していますので、来年度のシステム稼働までに何かできることがあれば、国としても導入していくのかなと思っています。

メール相談もすぐにお返すことはできませんが、数日のうちにはお返すという形で対応させていただいておりますので、できるだけ早く相談窓口にご電話をさせていただくことを強く啓発していきたいと考えております。

グッズの話については、審議会でも以前から、「もらってもすぐにごみ箱に行ってしまう。」というようなご意見もお聞きしていましたので、もらってもすぐに捨てないであろうと思える工夫もしていきまして、例えばこのタオルハンカチも、もらってすぐには捨てずに比較的使っていただけるかなと考えて作成しております。また、エコバックも以前は、188の絵を大々的に真ん中に配置していたのですが、なかなかそれだと恥ずかしいと思うような人がいらっしゃるようでしたので、デザイン支援の関係で行政としての啓発効果が表せるギリギリまで、絵の大きさを小さくしてこの状態にしています。このように日々工夫をしながら啓発に取り組んでおりますので、前々から申し上げていることですが、委員の皆様からも、こういったグッズであれば作ってもいいというご意見があれば、ぜひいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

やまぐちいじん
(山口委員)

意見と質問です。基本方向1の消費者力の育成強化に関して、いろいろな媒体を使った啓発の1つ「神奈川消費生活注意・警戒情報」について、昨年、大学の近隣の地域で、市民向けの講座でお話しした際に、この注意・警戒情報について話をしました。受講者は中高年の方が多かったですが、ご存じありませんでした。話をしますと関心を持たれていましたので、警戒情報など速報性もある媒体は、被害の拡大が懸念される場合にも有効でありますので、引き続き情報発信の取組に注力していただきたいと考えております。

もう1点が適格消費者団体についてです。意見交換1回という実績になっていますが、取組や連携の状況を少しお伺いできればと思います。既に連携して、団体の活動に繋がるような動きがあるのか、これから何かしようとしているのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

つのだかいちょう
(角田会長)

注意・警戒情報には非常に重要な情報ですので、学生などにも伝えるようにしていますが、拡散するルートみたいなものを作ることを考えてもいいのではないかと、今のご意見を聞いて思いました。

あべ
(安部GL)

適格消費者団体の意見交換ですが、以前は意見交換会という形で対面でのお話

は、特段行っていないませんでした。昨年度、課内でいろいろ検討していく中で、気軽に最近多い相談の傾向などについて話をできる場があったほうが良いと考えまして、今年1月の意見交換会の場で、今後は密に意見交換等を実施していきたいというお話し合いを団体とさせていただきます。3月に1回、15分から20分程度、団体の会議の日に合わせて実施させていただいたところなので1回になっております。今年、この5月に1回実施させていただいて、今後も増えている相談事例等があれば、或いは団体ではどんなことを考えているかを、気軽な場として意見交換していきたいと思っております。そういう意味で前年度は1回になっておりますが、今年度はもう少し複数回実施していきたいと考えております。

おおつかふくかちょう
(大塚副課長)

補足ですが、適格消費者団体との意見交換会は、意見交換会という形をとって実施しているのが令和6年度は1回、今年度の1月に実施しております。安部GLから申し上げたのは、まさしく新しくやろうとしている形で、意見交換会という形式ではなく、もつとぎっくばらんにやろうということで、昨年度からも着手していますが、今後より連携を深めて、情報提供の数も増やしていこうと取り組んでいるところでございます。

やまぐちいん
(山口委員)

さまざまな被害救済の手段があると思いますが、先ほどの弁護士ワンストップ相談や、被害救済委員会、適格消費者団体による申し入れ、訴訟など、効果的に使えるような形での連携を今後も模索していただきたいと思います。

みなみかわかちょう
(南川課長)

補足ですが、相談情報を把握した上で課内の複数のグループが連携した以降の対応として、被害救済委員会への付託や適格消費者団への情報提供について検討する被害救済検討チームというのがあります。検討を行った案件のうち、適格消費者団体へ情報提供すべきものについては、毎月実施されている適格消費者団体の理事会等のタイピングに合わせて、ご担当の方に情報をお伝えし、団体でご検討いただくことをこの3月から始めているところでございます。

たかだいいん
(高田委員)

基本方向3の「事業者への指導等による消費者の利益の保護」の実績、学校法人岩崎学園との連携事業について、このような景表法違反をした悪質事業者を指導していただくのは大変こちらとしてもありがたいと思っております。こちらの学生有志は大体何名ぐらいで情報提供をしていただいているのか、また今後拡大するお考えがありましたら教えてください。

おおつかふくかちょう
(大塚副課長)

岩崎学園との連携事業についてですが、学生有志は大体5、6名というところでございます。学生さんも色々ご都合があらうかと思っておりますが、我々としましても学園として

も、協力きょうりょくしていただく学生がくせいさんが増ふえれば、それだけ双方そうほうにとって有益ゆうえきかと思おもいますので、そういう方向ほうこうで考かんがえています。

たかだいいん
(高田 委員)

ほかほかがっこうとう れんけい いま かんが
他学校等ほかの連携れんけいは今のところ考かんがえられていないのでしょうか。

おおつかふくかちょう
(大塚 副課長)

この岩崎学園いわさきがくえんとの連携れんけい事業じぎょうは、もともと県けんと岩崎学園いわさきがくえんが包括連携協定ほうかつれんけいきょうていを結むすんで様々な部署さまざまと連携れんけいして事業じぎょうを実施じっししており、そのルートの一環いつかんとして実施じっししていますので、当面とうめんは他の学校等ほかと実施じっしする予定よていは今のところはございませぬ。

しらとりいん
(白鳥 委員)

先日せんじつ、報道ほうどうを見みていましたら、最近さいきん非常ひじょうに増ふえているのが、家のリースバックでのクレームいというものでした。特とくに高齢者こうれいしゃでひとりぐらし、空き家対策あきけたいさくで契約けいやくをしたら実は1年後ねんごに再契約さいけいやく、2年後ねんごに家賃やちんが倍ばいになった、という報道ほうどうがありました。県けんの方に何かかたそういう相談そうだんがあるか、今後こんごこの辺へんについての取組とりくみをどうするお考かんがえなのか、もしあればお聞ききしたいと思おもいます。

おおつかふくかちょう
(大塚 副課長)

リースバックにかん関する相談そうだんについては、県けんにも一定数いっていすう寄せられております。県けんとしても今後こんご、周知しゅうち・啓発けいはつをしていく必要ひつようがあると思おもっております。もし悪質あくしつな事業者じぎょうしゃ、リースバックそのものが違法いほうというわけではないですが、勧誘かんゆうの過程かていにおいて、迷惑めいわく勧誘かんゆうや不実告知ふじつこくちなどがあれば指導しどうもやっていく必要ひつようがあると思おもっております。

しらとりいん
(白鳥 委員)

注意ちゅういすべき点てんなどが明確めいかくになってくるといいかなと思おもいますが、不動産ふどうさんについては、クーリング・オフができないようですから、この辺へんは、特とくに高齢者こうれいしゃはわからない方が多いので、ぜひその辺へんを明確めいかくにして周知しゅうち・啓発けいはつをしていただければと思おもっています。

つのだかいちょう
(角田 会長)

「訪問購入ほうもんこうにゅう」の規定きていなど、消費者しょうひしやが売うるという場合ばあいについても、実態じつたいを踏まえた上で啓発けいはつしていくことが重要じゅうようかと思おもいますので、ぜひ力ちからを入れて取り組とんでいただければと思おもいます。

では、大変活発たいへんかつぱつな意見交換いけんこうかんをありがとうございました。時間じかんの関かん係けいもございませぬので、意見交換いけんこうかんはここまでとさせていただきますと思おもいます。

しりょう 資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書 神奈川県消費生活条例改正の基本的考え方について ・ 資料 1 神奈川県消費生活条例の一部改正について ・ 諮問書 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準について ・ 資料 2-1 「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準」の一部改正について ・ 資料 2-2 調理冷凍食品における個別表示ルールの概要 ・ 資料 2-3 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準 ・ 資料 2-4 食品表示基準／「調理冷凍食品」部分抜粋 ・ 資料 3 審議会委員意見のフォローアップ ・ 資料 4-1 「かながわ消費者施策推進指針」に基づく令和6年度事業検証の概要 ・ 資料 4-2 「かながわ消費者施策推進指針」に基づく令和6年度事業実績及び令和7年度計画
------------	---